

第6章 届出等の手続について

1 手続の流れ等

景観法に基づく届出制度及び事前協議制度に係る手続の流れや提出書類についての詳細は、広島市景観形成ガイドラインのP52以降を確認してください。

2 手続窓口

手続の種類	行為・地区の区分		協議・届出(通知)先
事前協議 及び 景観法に基づく 届出・通知	建築物の建築等	景観計画重点地区	都市整備局 都市計画課都市デザイン係
	工作物の建設等		
	開発行為等 (西風新都地区内の開発行為等に 限る)		都市整備局 西風新都整備部
	高さ45mを超える建築物 又は工作物	一般区域	都市整備局 都市計画課都市デザイン係
	高さ45m以下の建築物 又は工作物		各区役所建築課
事前協議	屋外広告物又は掲出物件	事前協議要綱に定める地区	都市整備局 都市計画課都市デザイン係
		上記以外の地区において建築物 又は工作物に付帯等するもの (※建築物又は工作物が景観法の 届出対象行為の場合)	景観法の届出対象行為の 協議・届出(通知)と併せて 提出
	大切にすべき範囲の上空に 向かって照射するサーチライト 等の屋外照明設備の設置	事前協議要綱に定める地区	都市整備局 都市計画課都市デザイン係
	その他景観に影響を及ぼす おそれのある行為		

3 添付図書

添付図書については、景観形成ガイドラインP53～62を参照してください。なお、原爆ドーム北側眺望景観保全エリア及び原爆ドームの背景となる阿武山における行為にあつては、以下の書類を追加で提出してください。

(1) 原爆ドーム北側眺望景観保全エリア

建築物及び工作物の最高部の高さが、高さの最高限度の基準以下であることが分かるものを提出してください。

〔例：高さの最高限度の基準を表示した「ひろしま地図ナビ」の写し等〕

(2) 原爆ドームの背景となる阿武山

建築物や工作物が視点場から視認できないことが確認できるものや、建築物及び工作物の最高部の高さが、高さの最高限度の基準以下であることが分かるものを提出してください。

〔例：視点場から見た完成予想図、最高部の標高及び座標が分かるもの等〕



広島市景観形成ガイドライン (原爆ドームを望む南北軸の眺望景観)

広島市 都市整備局 都市計画課 ☎ 082 -504 -2277
〒730 -8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
登録番号 広 K2 -2021 -304
令和 4 年 1 月 発行

広島市景観計画の本編は、
広島市ホームページに掲載しています。

